

資料 学校感染症と出席停止の基準

分類	病名	出席停止の基準
第1種	※1	治癒するまで
第2種	麻しん(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで。
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
第3種(抜粋) ※2	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
その他の感染症	溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで
	ウイルス性肝炎	A型・E型;肝機能が正常になるまで B型・C型;出席停止不要
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで
	伝染性紅斑(りんご病)	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登校可能
	ヘルパンギーナ	全身状態の安定した者は登校可能
	手足口病	全身状態の安定した者は登校可能
	伝染性膿痂疹(とびひ)	患部を覆えれば登校可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで
	その他の感染症	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで

※1 第1種;エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)など

※2 第3種;コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス

インフルエンザの場合 出席停止期間の目安表

*原則として発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
発熱	解熱 出席停止	平熱	平熱	平熱	平熱			
発熱	発熱 出席停止	発熱	解熱	平熱	平熱	登校可能		
発熱	発熱 出席停止	解熱	平熱	発熱	解熱	平熱	平熱	登校可能
発熱	発熱 出席停止	発熱	発熱	発熱	解熱	平熱	平熱	登校可能